

3. 計画の構成・期間

第7次川越町総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とします。

① 基本構想

資料2の内容

まちづくりの基本理念や将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示したものです。

計画期間 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

② 基本計画

基本構想にもとづき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの取り組みの基本方針、各施策の方向性、目標、指標などを示したものです。

計画期間 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間
※中間年次において社会経済情勢や国・県の動向なども踏まえて必要に応じて見直しを行い、後期基本計画として策定します。

③ 実施計画

基本計画で示した諸施策を実施するために、向こう3か年の間に実施する具体的な事業を示した計画で、毎年度、3年間のローリング方式で策定します。

年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
基本 構想	基本構想(10年間)									
基本 計画	基本計画(10年間)					後期基本計画(5年間)				
実施 計画	実施計画(3か年)									